



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 5 2 号 令和 5 年 1 2 月 5 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 6 7	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
5 6 8	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
5 6 9	森林管理重点地域の指定を解除する件	スマート林業課

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 6	少年指導委員を委嘱した件	

徳島県告示第五百六十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十二月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日	年 月 日	止
医療法人医正会	阿南市桑野町岡元五番地一	原田医院	阿南市桑野町岡元五番地一	訪問看護	令和五年十月二十四日	令和五年十月三十一日	
医療法人徳島往診クリニック	徳島市八万町新貝五六番地の二八	徳島往診クリニック	徳島市八万町新貝五六番地の二八	同	同 三十一日	同	

徳島県告示第五百六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年十二月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
医療法人徳島正会	阿南市桑野町岡元五番地一	原田医院	阿南市桑野町岡元五番地一	介護予防訪問看護	令和五年十月二十四日	令和五年十月三十一日
医療法人徳島往診クリニック	徳島市八万町新貝五六番地の二八	徳島往診クリニック	徳島市八万町新貝五六番地の二八	同	同 三十一日	同

徳島県告示第五百六十九号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和五年十二月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

那賀郡那賀町木頭西宇字下モ屋地八七の二、九三及び九六

徳島県公安委員会告示第16号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年12月5日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
多 可 義 郎	徳島中央警察署生活安全課 電話 088-624-0110（代表）	徳島市の 東富田，西富田，新町，昭和， 渭東，渭北，津田，八万，沖洲 地区
西 田 浩 造		
北 野 敏 之		
板 東 秀 夫		
犬 伏 賢 治		
福 井 康 之		
三 木 隆 司		
瀬 部 浩 史		
藤 田 誠 来	徳島名西警察署生活安全課 電話 088-632-0110（代表）	徳島市の 佐古，加茂，加茂名 地区
辻 好 史		
遠 藤 恭 司		
傳 藤 一	徳島板野警察署生活安全課 電話 088-698-0110（代表）	徳島市の 川内町，応神町 板野郡
賀 治 隆 志		
八 木 知 子	鳴門警察署生活安全課 電話 088-685-0110（代表）	鳴門市の 撫養町
郡 正 志		
圃 山 登	小松島警察署生活安全課 電話 0885-32-0110（代表）	小松島市の 中田町，小松島町，南小松島町， 松島町，横須町，赤石町，大林町
尾 山 功 一		
敦 賀 晋 平	阿南警察署生活安全課 電話 0884-22-0110（代表）	阿南市の 富岡町
中 濱 朝 子		
橋 本 厚 利	阿波吉野川警察署生活安全課 電話 0883-25-6110（代表）	吉野川市の 鴨島町
筒 井 克 彦		
大 泉 真 二 郎	三好警察署生活安全課 電話 0883-72-0110（代表）	三好市の 池田町 三好郡の 東みよし町
笹 田 俊 彦		

備考 活動区域欄の徳島市の地区とは、徳島市の地区の名称及び区域を定める規則（平成8年徳島市規則第1号）第2条に規定する地区の名称及び区域とする。